6　第一項各号の補正後確定加入者割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に四分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

第三条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第百三十条の二第一項及び第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

（介護保険法施行法の一部改正）

第四条　介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「係るものに限る」の下に「。第三項において「支給決定」という」を、「指定障害者支援施設」の下に「（第三項において「指定障害者支援施設」という。）」を、「行うものに限る」の下に「。第三項において「障害者支援施設」という」を加え、同条に次の一項を加える。

3　当分の間、第一項の規定により介護保険の被保険者としないこととされた者（支給決定を受けて指定障害者支援施設に入所している者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものに限る。）であった介護保険の被保険者に係る介護保険法第十三条及び附則第九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、同法の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三条第一項ただし書	二以上の住所地特例対象施設に継続して	住所地特例対象施設又は特定適用除外施設（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第一項の規定により介護保険の被保険者としないこととされた者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項に規定する施設入所支援を受けるものに限る。）と同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所していた者又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者支援施設に入所していた者のうち厚生労働省令で定めるものに限る。）（以下「住所地特例対象施設等」という。）から継続して他の住所地特例対象施設に
	していた住所地特例対象施設	していた住所地特例対象施設等

第十三条第二項

とする。

一　二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしている住所地特例対象施設に継続して入所等をしている被保険者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）　当該二以上の住所地特例対象施設等のうち最初に入所等をした住所地特例対象施設の所在する市町村（特別区を含む。）

二　二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしている被保険者（第一号に掲げる者を除く。）　当該二以上の住所地特例対象施設等のうち最後に入所等をした住所地特例対象施設の所在する市町村（特別区を含む。）

三　二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしている被保険者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）　当該二以上の住所地特例対象施設等のうち最後に入所等をした住所地特例対象施設（当該被保険者が当該住所地特例対象施設に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設であって、当該直前に入所等をしていた住所地特例対象施設に継続して入所等をしていた被保険者であったものを除く。）の所在する市町村（特別区を含む。）

四　二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしている住所地特例対象施設等に継続して入所等をしている被保険者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）　当該二以上の住所地特例対象施設等のうち最後に入所等をした住所地特例対象施設（当該被保険者が当該住所地特例対象施設に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設であって、当該直前に入所等をしていた住所地特例対象施設に継続して入所等をしていた被保険者であったものを除く。）の所在する市町村（特別区を含む。）